

掛川市保育士等就職応援資金貸付事業概要

目 的	保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として市内の保育所等に勤務しようとする方に、就職のための準備費用として、就職応援資金を貸し付けすることにより、市内における保育士等の確保を図る。
貸与の対象者	次の(1)から(3)までのいずれにも該当する方 (1)保育士となる資格又は幼稚園教諭の免許状のいずれかを取得している方 (市内の保育所等の勤務経験がない方に限ります。) または、以前に市内の保育所等を退職した方のうち、当該退職した日から1年以上経過している方 (2)市内の保育所等に保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として就職し、又は内定を受けている方で、1日当たりの勤務時間が6時間以上、かつ、1月当たりの勤務日数が20日以上である方 (3)掛川市立の幼稚園及び認定こども園の正規採用職員でない方
対 象 となる 保育所等	(1)児童福祉法 保育所、一時預かり事業施設、小規模保育事業施設、事業所内保育事業施設（病院内保育事業施設）、病児保育事業施設、協働保育園、企業主導型保育事業施設、幼稚園（預かり保育事業施設） (2)学校教育法による幼稚園 (3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による幼保連携型認定こども園
貸与の額	1人につき20万円
貸 与 条 件	(1)別生計の連帯保証人1名（成年者）を立てること。 (2)静岡県社会福祉協議会が実施する保育士就学資金貸付制度との併用は可。
返 還 を 求 め る 場 合	(1)市内の保育所等で勤務を開始した日から起算して2年以内に退職したとき (2)偽りその他不正の手段により就職資金の貸付の決定が取り消されたとき 当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内の期間（次条の規定により返還が猶予されたときは、3月に当該猶予された期間を加えた期間）内に貸与を受けた就職資金を一括して返還しなければならない。 ただし、市長が必要があると認めるときは、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還することができる。
返 還 の 猶 予	被貸与者が次のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が継続する期間、就職資金の貸与の返還を猶予することができる。 (1)返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。 (2)災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由があると認められるとき。
返 還 の 免 除	被貸与者が次のいずれかに該当するときは、就職資金の返還の債務を免除するものとする。 (1)市内の保育所等で勤務を開始した日から起算して継続して2年を超える期間（被貸与者の意思によらず保育士以外の業務に従事している期間を含み、災害、疾、出産その他のやむを得ない理由により当該保育所等に勤務できなかったと市長が認める期間を除く。）勤務したとき。 (2)勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき。
延滞利息	被貸与者は、正当な理由がなく就職資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき就職資金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。